

開示項目

■銀行法施行規則に基づく開示項目

■連結ベース

1. 銀行及びその子会社等の主要な業務

(1) 直近の中間事業年度における事業の概況	1
(2) 直近の3中間連結会計年度及び2連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標	11
①経常収益	
②経常利益又は経常損失	
③親会社株主に帰属する中間（当期）純利益又は親会社株主に帰属する中間（当期）純損失	
④包括利益	
⑤純資産額	
⑥総資産額	
⑦連結自己資本比率	
2. 銀行及びその子会社等の直近の2中間連結会計年度における財産の状況	
(1) 中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書	2~10
(2) 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	11
①破綻先債権に該当する貸出金	
②延滞債権に該当する貸出金	
③3ヶ月以上延滞債権に該当する貸出金	
④貸出条件緩和債権に該当する貸出金	
(3) 自己資本の充実の状況	35, 37~47
(4) 銀行及びその子法人等が2以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額として算出したもの	11
(5) 銀行が中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結株主資本等変動計算書について金融商品取引法第193条の2の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨	2

掲載ページ

□預金に関する指標

①国内業務部門及び国際業務部門の区分ごとの流動性預金、定期性預金、譲渡性預金、その他の預金の平均残高	24
②固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残存期間別の残高	24
八、貸出金等に関する指標	
①国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	25
②固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残存期間別の残高	25
③担保の種類別（有価証券、債権、商品、不動産、保証及び信用の区分）の貸出金残高及び支払承諾見返額	25~26
④用途別（設備資金及び運転資金の区分）の貸出金残高	26
⑤業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	26
⑥中小企業等に対する貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	27
⑦特定海外債権残高の5%以上を占める国別の残高	27
⑧国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの預貸率の期末値及び期中平均値	
	23

二、有価証券に関する指標

①商品有価証券の種類別（商品国債、商品地方債、商品政府保証債及びその他の商品有価証券の区分）の平均残高	30
②有価証券の種類別（国債、地方債、短期社債、社債、株式、外国債券及び外国株式その他の証券の区分）の残存期間別の残高	29
③国内業務部門及び国際業務部門の区分ごとの有価証券の種類別（国債、地方債、短期社債、社債、株式、外国債券及び外国株式その他の証券の区分）の平均残高	
④国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの預証率の期末値及び期中平均値	23

ホ、信託業務に関する指標

①信託財産残高表（注記事項を含む）	該当ありません
②金銭信託、年金信託、財産形成給付信託及び貸付信託の受託残高	
③元本補てん契約のある信託（信託財産の運用のため再信託された信託を含む）の種類別の受託残高	
④信託期間別の金銭信託及び貸付信託の元本残高	
⑤金銭信託等の種類別の貸出金及び有価証券の区分ごとの運用残高	
⑥金銭信託等に係る貸出金の科目別（証書貸付、手形貸付及び割引手形の区分）の残高	
⑦金銭信託等に係る貸出金の契約期間別の残高	
⑧担保の種類別（有価証券、債権、商品、不動産、保証及び信用の区分）の金銭信託等に係る貸出金残高	
⑨用途別（設備資金及び運転資金の区分）の金銭信託等に係る貸出金残高	
⑩業種別の金銭信託等に係る貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	
⑪中小企業等に対する金銭信託等に係る貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	
⑫金銭信託等に係る有価証券の種類別（国債、地方債、短期社債、社債及び株式その他の証券の区分）の残高	

3. 銀行の業務の運営

(1) 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組みの状況	48~54
----------------------------------	-------

4. 銀行の直近の2中間事業年度における財産の状況

(1) 中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書	12~17
(2) 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	27
①破綻先債権に該当する貸出金	
②延滞債権に該当する貸出金	
③3ヶ月以上延滞債権に該当する貸出金	
④貸出条件緩和債権に該当する貸出金	
(3) 元本補てん契約のある信託に係る貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3ヶ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものの額並びにその合計額	該当ありません
(4) 自己資本の充実の状況	36~47
(5) 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	
①有価証券	31~32
②金銭の信託	32
③銀行法施行規則第13条の3第1項第5号イからホまでに掲げる取引	33~34
(6) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	27
(7) 貸出金償却の額	27
(8) 銀行が中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について金融商品取引法第193条の2の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨	12

■金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示項目

・資産の査定の公表 28